特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

指定期間 平成30年11月 1日 から 平成40年10月31日まで 御所市水泥の谷山橋を起点に朝町川に沿って東進し、曽我川との合流点に達し、同所水泥橋から曽我川に沿って南進し、JR和歌山線の鉄橋との交点に至り、同所からJR和歌山線の軌道に沿って南進し、曽我川との交点の鉄橋に至り、同所から山沿いに西進し、ため池の上部に至り、同所から北西進し、次の谷のため池の上部に至り、同所から北東進して起点に至り、同所から北進し、次の谷のため池の上部に至り、同所から北東進して起点に至る一円の区域	番号	አ	名称	水泥特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	25 ha
同所水泥橋から曽我川に沿って南進し、JR和歌山線の鉄橋との交点に至り、同所 指定区域 治いに西進し、ため池の上部に至り、同所から北西進し、次の谷のため池の上部に 至り、同所から北進し、次の谷のため池の上部に至り、同所から北東進して起点に	指定期間		平成30年11月 1日 から 平成40年10月31日まで			
	指定区域		同所水泥橋から曽我川に沿って南進し、JR和歌山線の鉄橋との交点に至り、同所からJR和歌山線の軌道に沿って南進し、曽我川との交点の鉄橋に至り、同所から山沿いに西進し、ため池の上部に至り、同所から北西進し、次の谷のため池の上部に至り、同所から北進し、次の谷のため池の上部に至り、同所から北東進して起点に			

参考図面

